

シニア世代の ための 生活便利帳

もくじ

●あたらしい活躍の場へ	01
●出会いとふれあい	04
●元気は自分でつくる	06
●いつまでも住み慣れた地域で	08
●住まいのこと	12
●自宅での暮らしが不安になったら	14
●認知症のこと	16
●財産・権利を守る	17
●お金のことも心配	18
●その他	21
●関係機関・施設等一覧	24

札幌市

学習、能力活用

■札幌シニア大学

社会活動への参加促進や生きがいの向上を図るため、社会活動に関する講座やボランティア体験、文化・教養講座などの学習の場を提供します。

対象者 50歳以上の方

費用 2年間の修学期間に対し、1年ごとに修学金（15,000円）の負担があります。

照会先 （一社）札幌市老人クラブ連合会 TEL:614-0153



■高齢者教室

時代に即応した能力を身につけ、健康で生きがいのある充実した生活を創造していくため、週1回程度の継続した講座を開催しています。（開催回数及び時期等は区によって異なります。）主な学習のねらいは、地域社会と奉仕活動、健康増進、趣味・教養の充実等になります。

※ 所定の期間に申込が必要で、抽選となる場合があります。

※ 基本的には無料ですが、教材費等の実費がかかる場合があります。

対象者 開催区にお住まいの方（区によって異なる場合があります。）

照会先 各区役所（地域振興課） ⇒ 24 ページ ①
※豊平区は月寒公民館 TEL:011-851-0482

■シルバー人材センター

高齢者が働くことを通して社会参加をし、自らの生きがいの充実と健康の推進を図るとともに、活力ある社会づくりに貢献することを目的とする公益社団法人です。

一般家庭、民間事業所等から臨時的・短期的な仕事を引き受け、会員各人の希望・経験・能力に応じて仕事を提供します。

対象者 おおむね60歳以上の方

照会先 公益社団法人札幌市シルバー人材センター

名 称	所在地	電話番号
中央支部 （担当：中央区・豊平区・南区）	中）大通西19 社会福祉総合センター	614-2155
北支部 （担当：北区・東区）	北）北24西5 札幌サンプラザ	788-6915
東支部 （担当：白石区・厚別区・清田区）	白）本通16南 リフレサッポロ	826-3279
西支部 （担当：西区・手稲区）	西）琴似2-2 高道ビル	615-8228

■就労支援サービス

札幌市就業サポートセンター及び各区に設置されたあいワーク(北区を除く)では、ハローワークと連携し、高齢者を含む仕事をお探しの求職者に対して、無料の職業相談・紹介や各種就労支援サービスを提供します。また、就業サポートセンターでは、企業からスカウトが届くシニア人材バンクも開設しています。

照会先 相談窓口一覧

相談機関名	所在地	電話番号
就業サポートセンター (シニア人材バンク)	北) 北24条西5 札幌サンプラザ	738-3161
あいワーク中央	中) 南3西11 中央区複合庁舎	205-3262
あいワーク東	東) 北11条東7 東区役所	741-2415
あいワーク白石	白) 南郷通1南8 白石区複合庁舎	861-2532
あいワーク厚別	厚) 厚別中央1-5 厚別区役所	895-2649
あいワーク豊平	豊) 平岸6-10 豊平区役所	822-2560
あいワーク清田	清) 平岡1-1 清田区役所	889-2080
あいワーク南	南) 真駒内幸町2 南区民センター	582-4718
あいワーク西	西) 琴似1-6 札幌琴似第一ビル	623-2787
あいワーク手稲	手) 前田1-11 手稲区役所	681-2633

地域貢献、ボランティア活動

■介護サポートポイント

介護保険制度への理解を深め、自身の健康増進と介護予防に役立ててもらうため、介護サポーターとして登録を受けた方が、対象の介護施設などでボランティア活動を行った際、その活動に対してポイントを付与し、ポイントに応じた現金を交付します。定期的に開催される介護サポーター説明会に参加していただくことで、介護サポーターへの登録が可能です。

対象者 要介護認定（要介護1～5）を受けていない65歳以上の方

内容

- レクリエーション等のお手伝い ●お茶だし等の補助 ●散歩、外出、施設内移動の補助
- 施設の催事に関するお手伝い(模擬店、会場設営、利用者の移動補助) ●演芸披露
- 話し相手、傾聴 ●施設職員とともに行う軽微かつ補助的な作業 など

照会先 札幌市社会福祉協議会(ボランティア活動センター) ⇒ 25 ページ ⑦

■ボランティア活動センター

ボランティア活動の普及啓発、人材養成のための講座・研修、相談、登録・コーディネートを行うなど、ボランティア活動の拠点としての役割を担っています。

内容

- ボランティア相談、登録・コーディネート ●ボランティア研修室の貸出
- 広報紙などによる情報提供 ●各種ボランティア講座の開催
- ボランティア体験 ●ボランティア保険加入窓口 ●福祉教育への支援
- 障がい者講師等の派遣 ●災害ボランティアセンターの設置・運営

照会先 札幌市社会福祉協議会(ボランティア活動センター) ⇒ 25 ページ ⑦

■町内会・自治会活動にご協力を

町内会・自治会は、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりのために幅広い活動を行っています。親睦・交流、環境美化、防犯・防災など、まちづくりは、みなさんの参加・協力が必要です。

町内会・自治会への加入や活動への参加に関するお問い合わせは

各区役所(地域振興課) ⇒ 24 ページ ①

親睦
交流

単身者の見守り、
交流会 等

安心

子どもの見守り、
防犯活動 等

美化

清掃活動、
花植活動 等

例えば
こんな活動



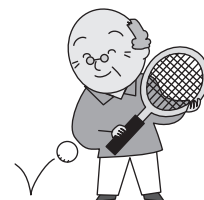
高齢者団体の活動、交流の場

■老人クラブ

地域の主に60歳以上の方々がお互いに交流して、ボランティア活動、生きがい、健康づくりなどの活動を行うための集まりです。ウォーキングなどの健康づくり・スポーツ活動、舞踊・書道などの教養活動、清掃奉仕や世代間交流活動など幅広い活動を行います。

照会先 ●各区役所(保健福祉課) ⇒ 24 ページ ①

●(一社)札幌市老人クラブ連合会 TEL:614-0153



■おとしより憩の家

地域の60歳以上の方が、親睦やレクリエーション等のため、無料で利用できる場です。

利用時間 施設によって利用できる曜日と時間に違いがあります。

照会先 各区役所(保健福祉課) ⇒ 24 ページ ①

■ふれあい・いきいきサロン

身近な住民どうしの「仲間づくり」や「居場所づくり」を進める活動です。社会福祉協議会では、開設支援及び運営相談のほか、5年間を限度とした助成を行っております。

照会先 各区社会福祉協議会 ⇒ 25 ページ ①

■老人福祉センター

高齢の方の健康増進、教養の向上およびレクリエーション等に利用していただくことを目的とした施設です。

対象者 市内居住の60歳以上の方

料 金 無料。ただし浴室は利用1回につき250円

利用時間 9:00～17:00
(浴室は13:00～16:00)

照会先 各老人福祉センター ⇒ 25 ページ ⑧

■保養センター駒岡

60歳以上の方や障がいのある方などが低料金で利用できる保養施設です。日帰りはもちろん、宿泊も利用できます。

照会先 保養センター駒岡 ⇒ 25 ページ ⑧

■敬老優待乗車証

札幌市にお住まいの70歳以上の方を対象に、市内の対象交通機関で利用できる敬老優待乗車証(敬老ICカード・敬老乗車券)を交付しています。乗車証は利用者負担金を支払うことで、令和7年度は1万円～7万円(1万円単位)の範囲で希望額をチャージし、利用することができます。

チャージ額	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円	50,000円	60,000円	70,000円
利用者負担金	1,000円	3,000円	6,000円	8,000円	10,000円	13,500円	17,000円

※年度途中で新たに交付対象となった方(新規70歳到達など)の初年度のチャージ上限額については、対象となった月によって異なります。

●乗車証の種類と利用できる交通機関

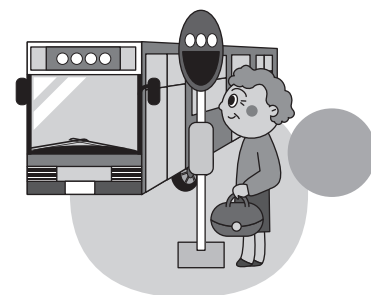
- 敬老ICカード …市電、地下鉄、ジェイ・アール北海道バス、じょうてつバス、北海道中央バス
- 敬老乗車券 ……夕鉄バス、ばんけいバス

●申請方法 対象となる方には申請書を送付します。

申請書に必要事項を記入し、返送してください。

※市外から転入してきた方には、転入手続後に申請書を送付します。

照会先 各区役所(保健福祉課) ⇒ 24 ページ ①



介護予防

■地域包括支援センター

高齢の方々が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう、介護保険などのサービスの利用や認知症のこと、消費者被害や高齢者虐待など、さまざまな相談に応じており、市内27か所に設置しています。また要支援者等のケアプランの作成やサービス調整など適切な支援を行います。相談には主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの資格をもつ専門職員が対応します。

照会先 各地域包括支援センター ⇒ 26 ページ ⑨



札幌市地域包括支援センター
イメージキャラクター
「ほっター」

■介護予防センター

高齢の方々が住み慣れた地域でいつまでも暮らせるように、介護予防に関連したさまざまな相談に応じるとともに、介護予防教室の開催や地域の介護予防活動の支援をしており、市内53か所に設置しています。

照会先 各介護予防センター ⇒ 26 ページ ⑨



札幌市介護予防センター
イメージキャラクター
「かよるん」

■お元気さんの食生活教室(すこやか食育支援)

高齢の方に、元気で活動的な生活をしていただくため、食生活のアドバイスや調理・試食などを体験していただく事業です。介護予防教室参加者や65歳以上の市民で参加を希望される方が対象となります。

照会先 各保健センター ⇒ 24 ページ ②

■保健師などの訪問指導

病気などで療養されている方のご家庭に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士等が訪問し、療養上のご相談に応じます。

費用 無料 **照会先** 各区役所(保健福祉課) ⇒ 24 ページ ①

■高齢者訪問栄養指導

65歳以上の方で保健センターに来所できない方を中心に、管理栄養士がお伺いし、栄養に関するご相談に応じます。

照会先 各保健センター ⇒ 24 ページ ②

■健康診査

生活習慣病(高血圧症や糖尿病など)の予防のための健康診査を実施しています。ご自分の健康を守るため積極的なご利用をお願い致します。健康診査の内容、必要なもの、料金、受診会場などの詳細は、加入されている健康保険によって異なります。

※この健診は、現在医療機関に通院中(治療中)の方も受診することができます。

対 象 40歳以上の方 ※加入されている健康保険によって異なる場合があります

照会先 ●札幌市国民健康保険・北海道後期高齢者医療：各区役所(保険年金課) ⇒ 24 ページ ①
●その他の健康保険：加入先の健康保険の保険者にご確認ください
●生活保護世帯：各区役所(保護課) ⇒ 24 ページ ①
●支援給付世帯：保健福祉局総務課 TEL:211-2932

■検診 がん検診、成人歯科健診、後期高齢者歯科健診、後期高齢者訪問歯科健診

●札幌市がん検診・検査

札幌市内にお住まいで、職場の検診など他に受診機会がない方を対象に、年1回、大腸・肺、2年に1回、胃・乳・子宮頸部(医師の診断により体部も実施する場合もある)・前立腺(69歳まで)の各がん検診・検査を実施します。

費 用 がん検診の種類や受診医療機関に応じた料金をご負担いただきます。

※70歳以上の方、65～69歳で後期高齢者医療被保険者の方、市民税非課税世帯の方、生活保護世帯の方、中国残留邦人等支援給付世帯の方は、費用が免除されます。

●札幌市成人歯科健診

札幌市内にお住まいで、職場の検診など他に受診機会がない、受診日現在で満20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳の方が対象です。「健康は健口から」。節目節目に歯と口の健康を点検しておきましょう。

費 用 500円

※70歳の方、生活保護世帯、市民税非課税世帯、支援給付世帯の方は費用が免除されます。

●札幌市後期高齢者歯科健診

札幌市内にお住まいで後期高齢者医療に加入されている方は、年1回歯科健診をご利用いただけます。

費 用 400円

※非課税世帯の方は、証明書類の提示で費用が免除されます。

●札幌市後期高齢者訪問歯科健診

札幌市内にお住まいで後期高齢者医療に加入されている方で歯科診療所での歯科健診を受診することが困難な在宅の要介護状態の方(主に要介護3以上)

費 用 無料

照会先 指定医療機関、証明書類のお問い合わせ 札幌市コールセンター TEL:222-4894

生活支援、安否確認

■あんしんコール

ボタンを押すだけで専用の受信センターにつながる通報機器を自宅に設置し、健康等の相談に24時間対応するほか、受信センターから定期的な電話掛け（お元気コール）を行います。また、急病などの緊急時は、受信センターが救急車を要請するなど状況に応じた支援を行い、高齢者の安心した在宅生活をサポートします。

対象者 ①～③のいずれか

- ① 「65歳以上でひとり暮らし」または「世帯全員が65歳以上」で、ご本人が次のいずれかの身体要件に該当
 - ア 要介護認定または要支援認定を受けている方
 - イ 慢性疾患により日常生活上注意を要する方
 - ウ 札幌市介護予防・日常生活支援総合事業における事業対象者
- ② 60歳以上65歳未満のひとり暮らしで、①アに該当する方（①アに準ずる審査判定を受けている方を含む。）
- ③ 85歳以上でひとり暮らし（身体要件なし）



利用料 月額900円（市町村民税非課税世帯は300円、生活保護受給者は無料）

照会先 各区役所（保健福祉課） ⇒ 24 ページ ①

■配食サービス

配食を必要とする方の事情をうかがい、実情にあったプランを立てて、月～土曜日の週6日（ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く）の範囲で、夕食をお届けします。また、お届けするときに声かけをして、安否を確認します。

対象者 原則65歳以上のひとり暮らしの方で、障がいや病気などで体が弱く、日常的に食事の調理が困難な方

利用料 1食あたり500円

照会先 各区役所（保健福祉課） ⇒ 24 ページ ①



■民生委員の巡回相談

ひとり暮らしの高齢者等の家庭を、札幌市から依頼を受けた民生委員が見守り・安否確認のために訪問することにより、地域から孤立することなく、安心して生活を営むことができるよう支援します。また、70歳以上の方には事故や「郵便物が溜まっている」などの連絡があった場合に活用するため、民生委員がご自宅を訪問して世帯状況や緊急時の連絡先をお尋ねしますので、ご協力お願いいたします。

照会先 各区役所（保健福祉課） ⇒ 24 ページ ①



生活支援サービス

■おむつサービス

家庭で常時おむつを使用している要介護4～5の高齢者や要介護3で中度以上の認知症高齢者の方に紙おむつの宅配を行います。

費用 費用の1割(月1回 上限額6,500円/月) 生活保護受給者は無料

照会先 各区役所(保健福祉課) ⇒ 24 ページ ①

■理美容サービス

理容室・美容室へ行くことができない在宅でねたきりの高齢者のご家庭に理容師・美容師が訪問して整髪等を行います(お一人あたり1年に4回まで)。

費用 1回/2,000円 生活保護受給者は無料

照会先 各区役所(保健福祉課) ⇒ 24 ページ ①

■生活支援型ショートステイ

要支援・要介護認定を受けていない虚弱な65歳以上の方が、家族などの介護を一時的に受けられないときなどに、養護老人ホームに短期間宿泊することができます。

費用 滞在費と食事代の実費負担(生活保護受給者は食事代のみ)

施設 養護老人ホーム長生園、慈啓会ふれあいの郷養護老人ホーム

照会先 各区役所(保健福祉課) ⇒ 24 ページ ①



■さわやか収集(札幌市要介護者等ごみ排出支援事業)

ごみステーションにごみを排出することが困難な高齢の方や障がいのある方などへの支援として、燃やせるごみなどの「生活ごみ」は玄関先等から収集し、「大型ごみ」は家の中から運び出して収集します。また、ご希望の方には、ごみの収集時に声掛けによる安否確認も行います。支援は無料ですが、事前のお申し込みが必要です。

対象 ごみの排出が困難で、親族や近隣住民、地域ボランティア等の支援が受けられず、次の1～3のいずれかの要件に該当する方。

なお、お2人以上の世帯の場合は、満15歳に到達した日以後最初の3月31日までの者及びホームヘルプサービスを利用している18歳未満の者を除く世帯員全員が要件に該当することが必要です。

- 1 介護保険の要介護2以上または障害福祉サービスの障害支援区分3以上。
- 2 介護保険の事業対象者、要支援1・2または要介護1か、障害福祉サービスの障害支援区分1・2で、本人または世帯内のどなたかお1人以上がホームヘルプサービスを利用していること。
- 3 障害福祉サービスの同行援護を利用していること。

※年に一度程度、定期的に要件を再確認しますので、介護保険証等の写しのご提出が必要です。

照会先 ●生活ごみの収集:お住まいの区を所管する清掃事務所 ⇒ 24 ページ ④

●大型ごみの収集:大型ごみ収集センター ⇒ 24 ページ ④

■福祉除雪

道路に面している一戸建ての住宅に住み、約500メートル以内に除雪を援助できる子または子の配偶者が居住しておらず、自力で除雪することが困難と認められる世帯で、70歳以上の方や重度の身体障がい者の方だけで構成されている世帯等に対して、地域の協力員が道路に面した出入り口部分と玄関先までの通路部分の除雪を行います。

※協力員募集 一世帯につき、一冬あたり活動費21,000円

費用 一冬あたり10,000円、非課税世帯5,000円、生活保護世帯は無料

照会先 ●各区社会福祉協議会 ⇒ 25 ページ ⑦

●各区役所(保健福祉課) ⇒ 24 ページ ①

■福祉有償運送

公共交通機関を単独で利用することが困難な高齢者などに、NPO法人等が営利とは認められない範囲の料金で、自家用自動車による運送サービスを行います。利用する場合は実施団体へ会員登録する必要があります。団体によって対応できる運送対象や地域、料金などが異なっています。

照会先 ●制度に関すること:障がい保健福祉部障がい福祉課 TEL:211-2936

●利用に関すること:各実施団体

■地域支え合い有償ボランティア事業

高齢者等が日常生活にお困りの場合、住み慣れた地域で暮らせるよう、有償ボランティア(協力会員)が家事・外出などの援助を行います。

※協力会員として登録するための説明会を定期的に行っています。

種類 家事援助、外出援助(お出かけ同行)

費用 年会費(2,400円)のほか、サービス内容に応じた料金(基準30分600円、外出援助は650円他)、交通費実費をご負担いただきます。

照会先 札幌市社会福祉協議会(ほっ・とプラザ) ⇒ 25 ページ ⑦

■福祉のまち推進事業

市民の自主的な福祉活動を行う組織として、概ね連合町内会ごとに「地区福祉のまち推進センター」を設置し、だれもが安心して暮らせるまちづくりをめざし、地域住民による日常的な福祉の支え合い活動を進めています。

内容

- 軽易な日常生活支援活動(見守り・訪問活動、話し相手、相談援助、ごみ出し等の簡単な生活援助、除雪など)
 - 交流会活動(サロン活動、食事会、ふれあい交流会など)
 - 研修活動(見守りサポーター養成研修、福祉マップ作成研修、ボランティア研修、介護にかかわる講座など)
- ※活動にご協力いただける方を募集しています。

照会先 各区社会福祉協議会 ⇒ 25 ページ ⑦

介護保険の在宅サービス

■訪問による介護サービス

- 訪問介護 ホームヘルパーの訪問による身体介護や生活支援
- 訪問入浴介護 移動入浴車などでの訪問による入浴の介助
- 訪問リハビリテーション 理学療法士などの訪問によるリハビリテーション
- 訪問看護 看護師などの訪問による病状の観察、床ずれの手当て
- 居宅療養管理指導 医師、薬剤師などの訪問による医学的な管理や指導



■通所・短期入所

- 通所介護(デイサービス) 通いによる入浴や日常動作訓練など
- 通所リハビリテーション 通いによるリハビリテーションなど
- ショートステイ 短期間入所しながらの介護や機能訓練など

■地域密着型サービス

- 地域密着型通所介護(デイサービス) 通いによる入浴や日常動作訓練など
※定員18人以下のデイサービス
- 夜間対応型訪問介護 夜間の定期巡回や随時訪問、通報に応じたサービス
- 認知症対応型通所介護 認知症の状態の方の通いによる入浴や日常動作の訓練
- 小規模多機能型居宅介護 通いを中心に訪問や泊まりのサービス
- 看護小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたサービス
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ホームヘルパーと看護師の訪問サービス

■その他の在宅サービス

- 居宅介護支援 介護支援専門員が希望を聞きながらケアプランを作成
- 福祉用具貸与 車いす、住宅改修をともしない手すりなど福祉用具の貸与
- 福祉用具購入 ポータブルトイレなど福祉用具を購入した費用の一部を給付



介護保険制度(保険料、サービス費用、サービス利用の手続きなど)について、詳しくはパンフレット「なるほど実になる介護保険」をご覧ください。

●介護保険についてのお問い合わせ先

各区役所(保健福祉課) ⇒ 24 ページ ①、③
または介護保険課

■住宅改修費の支給

介護保険で要支援、要介護と認定されている方が、現に居住している住宅の小規模な改修を行った場合、改修費の一部が給付されます。住宅改修費の支給を受けようとする方は、介護保険の認定を受けた上で、改修に着手する前に、担当のケアマネジャーまたは区役所保健福祉課にご相談ください。

照会先 各区役所(保健福祉課) ⇒ 24 ページ ①

■住宅エコリフォーム補助制度

住宅の断熱化などの省エネ改修や段差の解消などのバリアフリー改修に対して、その費用の一部を補助します。申請者、工事内容、工事着手時期、施工業者などに条件があります。詳しい制度内容についてはお問い合わせください。

照会先 市街地整備部住宅課 TEL:211-2807

■市営住宅

市営住宅は住宅に困窮している低所得者向けの公的な賃貸住宅です。

高齢者向けの優遇措置

定期募集において、次のいずれかの世帯に対し、抽選番号を1個加算します。

- ① 全員が60歳以上である世帯(单身可)
- ② 60歳以上の方とその配偶者(内縁又は婚約者含む)のみの世帯
- ③ 60歳以上の方と18歳未満の方のみの世帯
- ④ 60歳以上の方と障がいのある方のみの世帯

照会先 (一財)札幌市住宅管理公社(募集担当係) TEL:205-3071

■住まいの修繕・リフォームの相談窓口

家屋の修繕やリフォーム、バリアフリー改修、設備工事などの相談に応じ、相談内容に適した企業を紹介します。相談は下記のコーディネート事務局にご連絡ください。

事業実施区	コーディネート事務局	TEL
中央・北・東・白石・厚別・清田・南・西・手稲	住まいと暮らしの相談室	731-3728
中央・北・白石・厚別・豊平・清田・南・西・手稲	すまいとくらし・まち相談センター	817-7627

高齢者向け住宅、入居支援

■高齢者向け優良賃貸住宅

札幌市の認定を受けた民間事業者が建設し運営している高齢者向けの優良な賃貸住宅で、管理開始から20年間に限り、所得が一定基準以下の入居者に対して家賃の一部を補助しています。バリアフリー構造であり、各住戸に緊急通報機器が設置されています。

照会先 市街地整備部住宅課 TEL:211-2807

■サービス付き高齢者向け住宅

高齢者が安心して住み続けることができるよう、各住戸の面積や設備、バリアフリー構造といったハード面で一定の基準を満たすとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービス等を提供する住宅として札幌市に登録された民間事業者が運営する賃貸等の住宅です。

照会先 市街地整備部住宅課 TEL:211-2807

■住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）

所得が少ない方、高齢者、障がいのある方、外国の方、子育て世帯など、住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとして札幌市に登録された民間賃貸住宅の情報を提供します。

照会先 市街地整備部住宅課 TEL:211-2807

■居住支援相談窓口「みな住まいる札幌」

所得が少ない方、高齢者、障がいのある方、外国の方、子育て世帯など、住まいの確保にお困りの方をサポートするため、民間賃貸住宅等の紹介や生活支援サービス等の紹介を行います。

照会先 居住支援相談窓口「みな住まいる札幌」 TEL:210-6224

■養護老人ホーム

家庭環境や経済的な理由などにより、自宅で養護を受けることが困難になった高齢の方をお世話する施設です。

対 象 原則として65歳以上の方で、本人とその世帯の生計中心者が
市民税の所得割の額を課税されていない方

費 用 収入に応じた負担があります。

照会先 各区役所(保健福祉課) ⇒ 24 ページ ①

■軽費老人ホーム(A型、B型、ケアハウス)

家庭環境や住宅事情、身体的な機能低下などの理由により、自宅での生活に不安があり、家族による援助が困難になった60歳以上の方が生活する施設です。全室個室で夫婦で入居することもできます。3食付きの「A型」、自炊型の「B型」のほか、入居者の収入制限のない「ケアハウス」があります。

費 用 収入に応じた負担のほか、光熱水費等の実費負担があります。

照会先 高齢保健福祉部事業指導担当課 ⇒ 24 ページ ③

■生活支援ハウス

ひとり暮らしや夫婦のみの世帯で、高齢などのために居宅で生活することに不安のある、60歳以上の方を対象とした施設です。

費 用 収入に応じた負担や電気代等の実費負担があります。

照会先 各区役所(保健福祉課) ⇒ 24 ページ ①

■有料老人ホーム

入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供またはその他日常生活上必要なサービスを提供する高齢者施設であり、入居要件等は、各施設によって異なります。

費 用 施設ごとに定められています。

照会先 高齢保健福祉部事業指導担当課 ⇒ 24 ページ ③



介護保険による入所施設等

■グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

認知症の状態にある高齢者が5～9人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフによる入浴・排せつ・食事などの日常生活の支援や機能訓練などが受けられます。

■特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

日常生活に常時介護が必要で自宅では介護が困難な高齢者等が入所します。食事、入浴、排せつなど、日常生活の介護や健康管理が受けられます。

■介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションに重点をおいたケアが必要な高齢者等が入所します。医学的な管理のもとで、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。



■介護医療院

長期療養や日常生活に介護が必要な高齢者等が入居します。医療と介護の一体的なサービスを受けられます。

以上の介護保険による入所施設について

費用 サービス費用の1割～3割のほかに、食費、居住費等の利用者負担がかかります。

照会先 各区役所(保健福祉課)または事業指導担当課 ⇒ 24 ページ ①、③